相談の流れ（概略図）

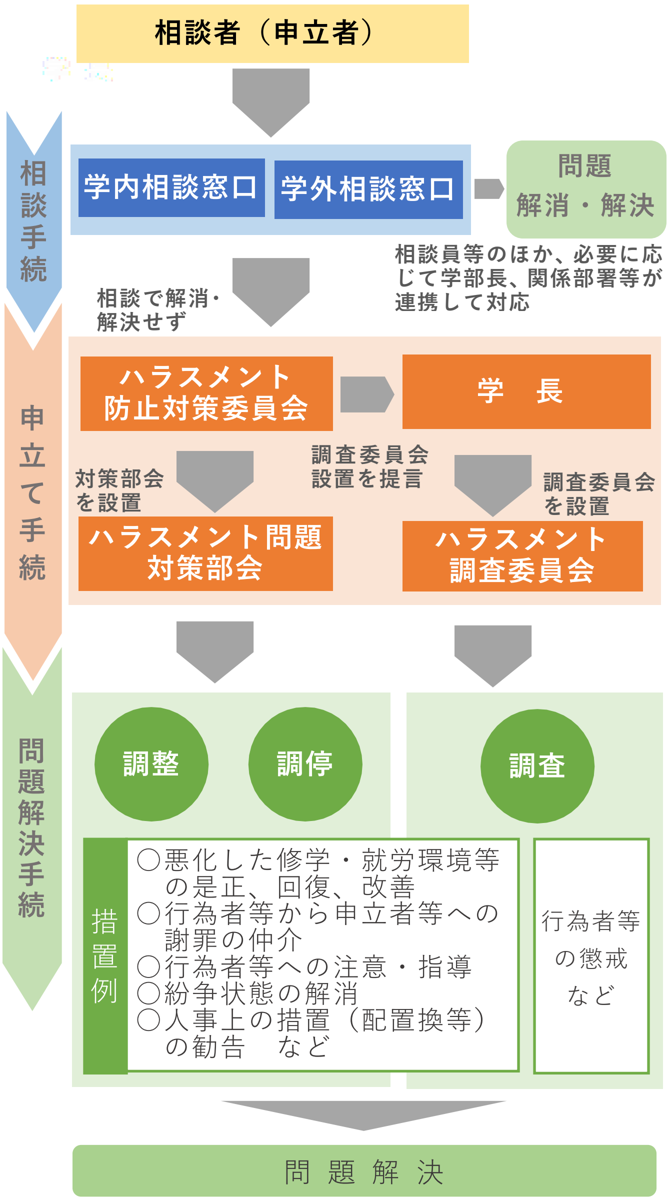

※国立大学法人群馬大学ハラスメント問題解決のためのガイドライン 5p から転記

ハラスメントは、我慢しないで、すぐ相談

■ 学内相談員（学内相談窓口）

各学部等に配置している相談員（教職員）です。相談者の所属に関わらず、どの相談員にでも相談できます。

詳しくは HP をご覧ください。

https://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu006/g2022/g5726

◇群馬大学ハラスメント問題対応連絡窓口（メール）

soudan@ml.gunma-u.ac.jp

（人事労務課相談員）

■ ハラスメント・ホットライン（学外相談窓口）

学外の相談員が相談に応じます。電話または Web から相談内容を送信できます。

電話　0120－505－801
月～金　12:00～21:00
土日祝　9:00～17:00

WEB 相談　http://www.dial-soudan.jp/ws/gunma-univ/login

ユーザーID：gunma-id

パスワード：gunma-pass

※国立大学法人群馬大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン 6p から転記

ハラスメント！

～ 一人で悩んでいませんか？ ～

群馬大学では、誰もが安心して学び、研究し、働くことができる環境をつくり、ひとりひとりの人格が尊重され、それぞれの能力を最大限に発揮できる大学を目指して取り組んでいます。

群馬大学
GUNMA UNIVERSITY

群馬大学教職員ハラスメント防止対策委員会

ハラスメントとは

本学の学内外において、性的な言動、教育研究上または業務上の支配従属関係に起因する言動、その他不適切な言動で、**他の者を不快にさせる言動をいいます。**

◆セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動又は性差別的な言動により、相手に苦痛を感じさせ修学・就労環境を害すること又は当該言動への相手の対応により相手に不利益を与えること。

◆アカデミック・ハラスメント

教育研究上の優越的な関係を不当に利用した教育研究上必要かつ相当な範囲を超えた不適切な言動により、相手の修学・教育研究環境を害すること。

◆パワー・ハラスメント

業務上の優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手の就労環境を害すること。

◆妊娠、出産、育児休業、介護休業に関するハラスメント

妊娠、出産、育児、介護等に係る制度・措置の利用や妊娠・出産等したことに関する不適切な言動により、相手の修学・就労環境を害すること。

ハラスメントの被害にあったときは・・・

その行為が不快であることを、相手に対してはっきりと拒否の意思を伝え、毅然とした態度をとることが望まれます。しかし、背景に上下関係等が存在する場合には、直接相手に言いにくい場合もあるでしょう。そんな時は、一人で悩まないで、友人など信頼できる人や、本学相談員、外部相談窓口に相談しましょう。

ハラスメントの被害を目撃したら・・・

見過ごさず、相談窓口に相談するようすすめてください。

群馬大学では、ハラスメント防止規則やハラスメント防止等に関するガイドラインを定め、人を不快にさせるハラスメント行為を禁止しています。
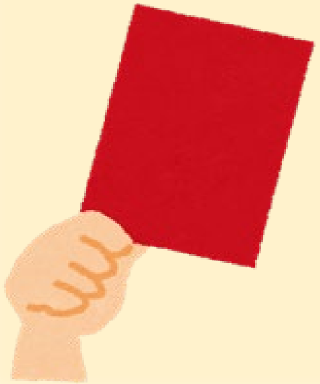
ハラスメント行為は、学生・教職員の尊厳や人権を侵害する許されない行為であり、かつ、修学環境・就労環境を害し、本学の信用を失墜させる行為です。